

第1分科会

自治体は生活困窮者を救えているか—機関連携の現状と課題

近弁連人権擁護大会シンポジウム第1分科会実行委員会 事務局長 鈴木 節 男

1 はじめに

近弁連では、2000年12月1日に開催された、第21回人権擁護大会において、「ホームレス問題と人権」と題するシンポジウムを行っています。シンポジウムのテーマとして貧困問題を取り上げるのは、それ以来ということで、18年ぶりとなります。

2015年4月から、生活困窮者自立支援法が施行され、すべての福祉事務所設置自治体に生活困窮者のための相談窓口を設置することが義務付けられました。この法律は、生活困窮者支援のため、自治体に「関係機関との緊密な連携」を求めており、2018年の法改正により、この点が法の基本理念として明記されています。しかし、実際には、生活困窮者支援部門と関係機関（生活保護部門、債権管理部門、公営住宅部門など）との連携は十分に行われているとはいえませんが現状です。そこで、生活困窮者の生存権確保を実行あらしめるために機関連携のあるべき姿、方向性を探りたいと考え、本シンポジウムを企画しました。

当日は、会場である大阪弁護士会館10階会議室に詰め込めるだけ詰め込んだ椅子240席がほぼ満席になる239名もの方にご参加いただき、本シンポジウムは大盛況のうちにおこなわれました。

2 シンポジウムの内容

はじめに、当会の平井健太郎実行委員により、「機関連携の現状と課題～近畿全県自治体アンケート調査からみえるもの」と題して基調報告がおこなわれました。本シンポジウムを企画するに当たり、実行委員会において実施した近畿2府4県の全自治体に対するアンケート結果の分析に基づき、①生活保護部門、②公営住宅部門、③債権管理部門の自治体各部門及び④弁護士との連携についての現状と課題を20分の持ち時間で、簡潔かつ分かりやすく報告していただきました。

続いて、生活困窮問題について積極的取組を行っ

ている先進的自治体である、滋賀県野洲市の山仲善彰^{よしあき}市長により、「「ようこそ滞納いただきました!?!」条例のねらいと取組～野洲市くらし支えあい条例と債権管理条例～」と題して基調講演をいただきました。野洲市債権管理条例について、滞納を生活困窮の「シグナル」として活用し生活の自立支援を



行うことにより、精度の高いニーズ対応ができるという視点のみならず、払える状況にない人からの取立ては効果なく、職員資源等の浪費であるという合理性・効率性の視点にも基づいているという説明をいただき、市長の行政マンとしての視点に感心しました。また、「人を救えない制度は制度ではない」という力強いお話には大変感銘を受けました。他の自治体にもぜひ見習っていただきたいと思いました。

つぎに、枚方交野生健会で活動されている森田みち子さん^{としかず}とNPO法人くらしづくりネットワーク北芝で活動されている尼野千絵さんより、生活困窮者の支援者として活動されている立場からの発言を頂いた後、豊中市市民協働部参事兼くらし支援課課長の宮城節子さん、東大阪市子どもすこやか部子ども家庭課課長の^{としかず}大川寿一さん、大阪社会保障推進協議会事務局長の寺内順子さん及び、基調講演を頂いた山仲善彰市長の4名にパネリストとしてご登壇いただき、小久保哲郎実行委員のコーディネイトの下、パネルディスカッションに入りました。

宮城さん、大川さんには、豊中市、東大阪市のそれぞれにおける生活困窮者支援の取組をご報告いた

自治体は生活困窮者を救えているか ～機関連携の現状と課題～



▲第1分科会パネルディスカッション

できました。豊中市の特徴は強みである就労支援を中心とした生活困窮者支援を行っているとのことでした。また、東大阪市では、生活保護行政適正化事業を通じて繋がりのできた大阪弁護士会と連携して、早くから生活困窮者に対する法律相談事業を充実させたことに特徴があるとのことでした。

寺内さんからは、国民健康保険料の滞納処分について弁護士を入れての学習会を行ったり、大阪府内市町村及び大阪市内24区に対し、滞納処分の停止を積極的に行うように要請するキャラバン活動を行っている旨のご報告を頂きました。また、シンママ大阪応援団の活動を通じた実体験として、「役所の窓口には優しくな女性を置いてほしい。そして、勇気を出して相談に来た人に「お茶でもいかがですか」と声をかけ、一服してもらってから、「よく相談に来ていただけましたね。」と優しく声掛けしてあげてほしい。」と訴えておられたのがとても印象的でした。

続いて行われた、ディスカッションでは、小久保実行委員から、大川さん、宮城さんに対し、必要な人を確実に生活保護につないでいるかという厳しい質問などもありましたが、誠実にお答えいただきました。

会場からの質問票も多数あり、限られた時間ではありましたが、可能な限りお答えいただき、無事時間内にシンポジウムを終えることができました。

3 決議について

午後から行われた人権擁護大会では、国ないし自治体担当部門に対し①生活保護制度に対する誤解と偏見を除去するための啓発・教育・広報を行い、要

件を満たす者に漏れなく生活保護を適用すること、②公営住宅の家賃減免制度を周知徹底し、生活困窮者部門との連携により要件を満たす者に漏れなく家賃減免制度を利用すること、③住居確保給付金の支給要件を緩和すること、④強制徴収公債権に関する徴収緩和制度を周知徹底し、生活困窮者部門との連携により要件を満たす者に漏れなく徴収緩和制度を適用すること、⑤弁護士と連携して生活困窮者の課題解決に当たることを要請すると同時に、弁護士・弁護士会は日本司法支援センターと連携・協力し、法律扶助制度における準生活保護受給者に対する償還猶予・免除制度の周知・活用等に努めることを決意する旨の決議が採択されました。

この決議の審議において、和歌山弁護士の若手の会員から、日本司法支援センターにおいて、準生活保護要件を満たす者について破産予納金の立替えを行わない運用は不合理であり改められるべきであるとして、実行委員会提案の決議案（第1決議案）について、「準生活保護受給者に対する償還猶予・免除制度の周知・活用」の後に「改善」を加えるべきであるとの修正動議が出されました。

しかしながら、主催者側は、予定時間通りに議事を進行させることを重視し、上記会員の意見を丁寧に聞こうとせず、半ば強引な形で、修正動議は否決されてしまいました。このような議事運営は疑問であり、参加していて強い違和感を覚えました。この点については、続いて行われた、憲法改正問題に関する決議案（第3決議）の審議の際に、会場から、こ

の決議を上げようとする会議の議事運営が安倍政権の対応と同じになっているが、それでよいのか真剣に考えるべきだとの意見があり、それに賛同する意見も出されました。もっともな意見だと思いました。

破産予納金の立替え問題は、今回のシンポジウムの射程外ではあったものの、問題意識としては重要であり、同会員の意見も極めて建設的なものでした。予定時間通りに議事を進行させたいという主催者側の都合はあるのですが、だからといって、会場からの建設的な意見に対する議論をないがしろにするのは本末転倒です。上記会員からの意見について、もう少し時間をかけて議論していれば、たとえ、修正動議が否決されたにせよ、皆が納得できる決議に

なったのではないかと思います。

4 おわりに

シンポジウムが大盛況だっただけに、人権擁護大会での議事運営は大変残念であり、後味の悪いものになってしまいました。

とはいえ、近弁連において、生活困窮者の保護と支援に関する決議が初めて行われたことの意義は大きいと言えます。

私たちは、今後の課題として、上記和歌山弁護士会の若手会員の勇気ある意見も踏まえ、生活困窮者の生存権確保に向けてより一層の取組を行っていきたいと思います。